

令和4年4月13日招集

令和4年 第3回(4月)

佐渡市議会臨時会議案

佐 渡 市

目次

議案第45号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 税条例の一部を改正する条例の制定について）	1
議案第46号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市 国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制 定について）	5
議案第47号	佐渡市教育委員会委員の任命について	議場配布

議案第45号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月13日 提出

佐渡市長

渡辺 竜五

専決第3号

専決処分書

佐渡市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市税条例の一部を改正する条例

佐渡市税条例（平成16年佐渡市条例第63号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「(所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第73条の2第1項中「固定資産課税台帳」の次に「(同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第73条の3第1項中「事項の証明書」の次に「(同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第10条の2第3項中「法附則第15条第24項第1号」を「法附則第15条第23項第1号」に改め、同条第4項中「法附則第15条第24項第2号」を「法附則第15条第23項第2号」に改め、同条第5項中「法附則第15条第24項第3号」を「法附則第15条第23項第3号」に改め、同条第6項中「法附則第15条第25項第1号」を「法附則第15条第24項第1号」に改め、同条第7項中「法附則第15条第25項第2号」を「法附則第15条第24項第2号」に改め、同条第8項中「法附則第15条第27項第1号イ」を「法附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第9項中「法附則第15条第27項第1号ロ」を「法附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第10項中「法附則第15条第27項第1号ハ」を「法附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第11項中「法附則第15条第27項第1号ニ」を「法附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第12項中「法附則第15条第27項第2号イ」を「法附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第13項中「法附則第15条第27項第2号ロ」を「法附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第14項中「法附則第15条第27項第2号ハ」を「法附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第15項中「法附則第15条第27項第3号イ」を「法附則第15条第26項第3号イ」に改め、

同条第16項中「法附則第15条第27項第3号ロ」を「法附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第17項中「法附則第15条第27項第3号ハ」を「法附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第18項中「法附則第15条第30項」を「法附則第15条第29項」に改め、同条第19項中「法附則第15条第34項」を「法附則第15条第33項」に改め、同条第20項中「法附則第15条第35項」を「法附則第15条第34項」に改め、同条第21項中「法附則第15条第42項」を「法附則第15条第39項」に改め、同条第22項中「法附則第15条第46項」を「法附則第15条第43項」に改める。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「(商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5)」を加える。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の佐渡市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

議案第46号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和4年4月13日 提出

佐渡市長 渡辺 竜五

専決第4号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

佐渡市長

渡辺 竜五

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「63万円」を「65万円」に改め、同条第3項ただし書中「19万円」を「20万円」に改める。

第24条第1項中「63万円」を「65万円」に、「19万円」を「20万円」に改める。

附則第6項中「同条中」を「同項中」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。